

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）に対する異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）は、異議申立てをできない事項について申立てがなされたものであり、不適法と認められることから、実施機関は、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

- (1) 実施機関は、別表項番 1 及び項番 2 の（え）欄に記載の旨の開示請求に係る保有個人情報を別表項番 1 及び項番 2 の（き）欄に記載のとおり特定した上で、決定を行う理由を別表項番 1 及び項番 2 の（く）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 1 項に基づき、部分開示決定を行った。
- (2) 実施機関は、別表項番 3 の（え）欄に記載の旨の開示請求を拒否する理由を別表項番 3 の（く）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、開示請求拒否決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（け）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施

機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第 4 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件異議申立人に係るこれまでの経過について

当審議会は、本件異議申立人に関して平成 25 年 2 月 22 日付け大個審答申第 55 号をはじめとして、平成 28 年 3 月 17 日付け大個審答申第 85 号に至るまで、504 件の諮問案件について 16 件の答申を行っているが、当審議会の判断は次のとおりであり、本件異議申立人に関するこれまでの諮問案件において、異議申立てを認容すべきであると判断した事例はなかった。

(1) 504 件の諮問案件のうち、491 件については、実施機関が行った開示決定、部分開示決定、不存在による非開示決定、開示請求却下決定、利用停止請求不承認決定、利用停止請求却下決定、訂正請求不承認決定及び訂正請求却下決定が妥当であり、実施機関は、異議申立てを棄却すべきであると判断している。

(2) また、残る 13 件の諮問案件については、実施機関が行った開示決定及び不存在による非開示決定に対する異議申立てが不適法であり、実施機関は、本件各異議申立てを却下すべきであると判断している。

また、この 13 件のうち 5 件については、平成 25 年 7 月 12 日付け大個審答申第 62 号において、当審議会は「実施機関が本件各決定において特定した保有個人情報以外の他の保有個人情報が存在するはずであるとの主張とは認められず、行政に対する一般的な不満及び開示された資料の内容に対する不満を表明したものにはすぎない。したがって、本件各異議申立ては、保有個人情報の開示を求めるものではなく、異議申立てをすることができない事項について不服を述べるものというべきであるから、不適法というほかなく、実施機関は、行服法第 47 条第 1 項に基づき、本件各異議申立てを却下すべきである。」と判断している。

3 本件各異議申立ての適法性について

(1) 個人情報保護制度は、条例第 1 条で規定するとおり、「実施機関が保有する個人情報

報の開示、訂正及び利用停止を求める市民の権利」を保障するための制度である。

- (2) 開示請求権を規定した条例第 17 条第 1 項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定めているところ、同項に基づく保有個人情報の開示請求に係る決定に対する不服とは、「開示を受けたいのに、開示されない」ことに対する不服をいうと解される。
- (3) そこで、本件各決定に対する異議申立人の主張（上記第 3）を見ると、実施機関が別表項番 1 及び項番 2 の（か）欄に記載の決定において非開示とした部分の開示を求めたり、実施機関が別表項番 1 及び項番 2 の（か）欄に記載の決定において特定した保有個人情報以外の他の保有個人情報の特定を求めたり、実施機関が行った別表項番 3 の（か）欄に記載の決定を取り消し対象保有個人情報の開示を求めたりするものとは認められず、行政に対する一般的な不満及び開示された資料の内容に対する不満を表明したものにすぎない。

したがって、平成 25 年 7 月 12 日付け大個審答申第 62 号でも述べたとおり、本件各異議申立ては、保有個人情報の開示を求めるものではなく、異議申立てをすることができない事項について不服を述べるものというべきであるから、不適法というほかなく、実施機関は、行服法第 47 条第 1 項に基づき、本件各異議申立てを却下すべきである。

3 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 重本達哉、委員 小林邦子